

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する 公費助成の継続を求める意見書

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としており、現在、本制度における保育所等の退職共済掛金の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされている。

保育所等に対する公費助成の在り方については、他の経営主体とのイコールフットィングの観点及び「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、令和8年度までに結論を得ることとされ、現在、国において検討が進められている。

現状、退職共済掛金が「公費助成なしの掛金負担」、または「公費助成削減」で継続された場合、保育所等の収入源（公定価格）では、社会福祉法人に掛金を今以上に負担できる余力はない。したがって、職員への退職手当金の支給ができなくなることから、これまで進められてきた職員に対する処遇改善の減退につながるとともに、保育人材の確保が現状よりも更に困難となり、法人の経営の持続性に歯止めをかけるばかりか、進めてきた子ども政策の推進に大きな支障をもたらす。

よって、国においては、多くの保育所等に従事する職員の継続された身分の安定と、少子化対策・子育て政策の推進のためにも、公費助成の継続について措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月6日

愛媛県議会議長 松尾 和久

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）